

(仮称) 子育て世代包括支援センター
の概要について

(仮称)子育て世代包括支援センターの概要

「妊娠期」～「出産期」～
「子育て期」まで切れ目のない支援を実施

◎ 背景と概要

- ・ 核家族化が進み、妊娠・出産・子育てに孤立感や不安感のある人が増加
- ・ 地域コミュニティの希薄化など
- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点において、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保育士、保健師等の利用者支援専門員を配置して、きめ細やかな支援（総合的にコーディネート）を行うことにより、地域における子育て世代の「安心感」を醸成する。

◎ 開設予定

平成28年10月 「保健センター」内 併設

【市民病院後施設の改修工事終了後、移転の予定】

(仮称) 子育て世代包括支援センター の目指すべき基本3要件

①妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること

②ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭などの個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること

③地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じて地域の人々や他の専門機関等と協力して、必要とされる取組や支えあいの活動等の開発を行うこと

利用者支援事業とは

○事業の目的

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育、保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うこと。

○事業の内容

子ども・子育て支援法に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業。

○具体的な取組

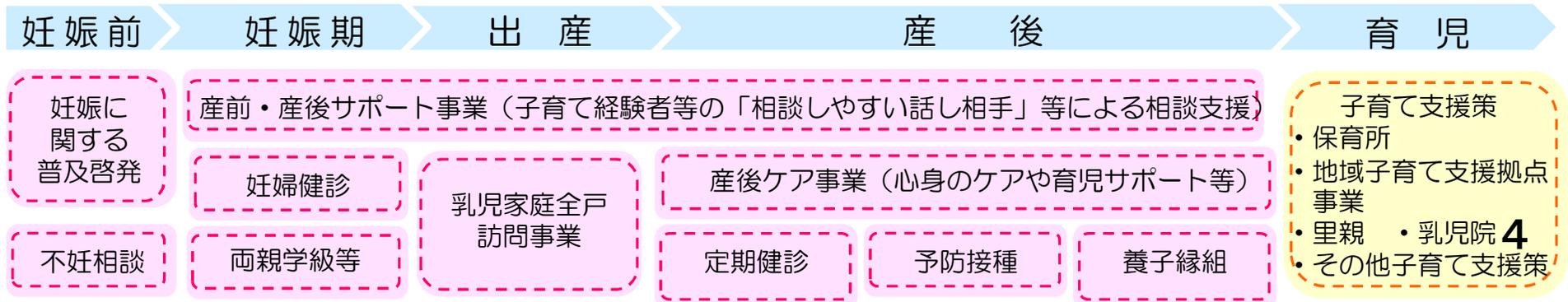
相談、情報収集及び提供、助言や利用支援

利用者支援事業の「母子保健型」と「育児支援型」を 同一施設で一体的に実施

利用者支援事業の母子保健型、育児支援型の両事業を同一の施設で実施し、両事業のコーディネーターが同じ場所で1つのチームとなって実施する方法



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



利用者支援事業の「母子保健型」と「育児支援型」を 同一施設で一体的に実施

(仮称)加賀市子育て世代包括支援センター

医療機関
産科・小児科・歯科

児童相談所

保健所

学校

療育・福祉施設

地域ボランティア
団体

子育て支援セン
ター

保育園・幼稚園

こども育成相談
センター

育児サークル

ファミリーサポー
トセンター

要保護児童
対策地域協議会

安心サポート体制

つなぐ・連携

つなぐ・連携

母子保健型

育児支援型（基本型）

同一施設

(仮称) 子育て世代包括支援センターの 支援体制と支援対象

